

令和2年9月18日  
自動車局整備課



## 国内において「自動車整備分野特定技能評価試験」が開始されます！



～本年9月25日（金）より全国で実施！～

自動車整備分野において即戦力となる外国人材を受け入れるべく、「特定技能制度」に基づく「自動車整備分野特定技能評価試験」を日本国内において本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

我が国の深刻な人材不足に対応し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れる制度「特定技能制度」が昨年4月1日に開始され、自動車整備分野も受け入れ可能分野として指定されております。

自動車整備分野における特定技能外国人として、日本で就労するためには、「自動車整備分野特定技能評価試験」若しくは「自動車整備士技能検定試験3級」に合格すること又は「技能実習制度」における自動車整備職種の第2号技能実習を修了する必要があります。

「自動車整備分野特定技能評価試験」については、これまでフィリピン共和国のみで実施していましたが、日本国内においても本年9月25日（金）（受験申込みは同年9月18日（金））より全国で開始いたします。

これにより、日本に在留している外国人の受験が可能となり、自動車整備業界への外国人材の活用が広がります。

- ※ 受験料、受験申込方法及び試験実施場所等の試験に関する情報は、試験実施機関である（一社）日本自動車整備振興会連合会のホームページにおいて、随時お知らせいたします。

（一社）日本自動車整備振興会連合会ホームページ

<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/>

### 問い合わせ先

自動車局 整備課 福藺、石橋  
代表：03-5253-8111（内線：42415）  
直通：03-5253-8599  
FAX：03-5253-1639